

令和5年度第1回  
多摩市国民健康保険運営協議会

令和5年5月18日（木）午後1時30分  
多摩市役所第二庁舎会議室

1.開催日 令和5年5月18日(木)

2.会場 多摩市役所第二庁舎会議室

3.出席者

被保険者 齊藤順子、津布久光男、峯村辰夫、山村正宏  
代表委員

保険医・薬剤師 辻野正久、寺田武司、橋本循一、林幹彦  
代表委員

公益代表委員 伊藤 挙、下井直毅、舟木素子、若林佳史、

被用者保険 川又久義、原 千秋  
代表委員

事務局 保健医療政策担当部長 本多剛史  
保険年金課長 河島理恵  
保険税担当 定石倫彦  
保険税担当 宇都宮久美子  
国保担当 坂本全史  
国保担当 高橋麻智子  
国保担当 比留間麻海

午後1時30分 開会

○下井会長 それでは、定刻となりましたので、第1回多摩市国民健康保険運営協議会を始めたいと思います。皆さん、こんにちは。本日は暑い中ありがとうございます。

それでは、開会前に先立ちまして、事務局の方の職員異動があるということなので、御紹介及び御挨拶いただけたらと思います。

○河島保険年金課長 令和5年4月1日付人事異動により事務局職員の異動がございましたので、御紹介をさせていただきます。

まず、保健医療政策担当部長に本多部長が着任されました。本多部長、お願いいたします。

○本多保健医療政策担当部長 皆さん、こんにちは。この4月から保健医療政策担当部長となりました、本多と申します。よろしくお願いいたします。

また、委員の皆様には日頃から多摩市政に多大な御協力を賜りまして、誠にありがとうございます。この場をお借りして御礼申し上げます。

御承知のとおり、今年度の税率につきましては、物価の高騰ですとか実質賃金の減少ということで据置きという判断をさせていただきました。これは、下井会長からも答申ということでいただきまして、市としても、その判断をしたところでございます。

ただ、問題となっております、一般会計からの法定外繰入れ、これは10億円を超える繰入れをしているということですので、大きな問題は解決されておられません。これをいかに解決するかということが、今後の大きな課題だと捉えております。今年度の後半では、また、税率につきまして諮問させていただくということを考えておりますので、我々といいたしましても、市民の生活を守ること、また、市民の健康を守ること、こういった点を重視いたしまして、しっかり対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○河島保険年金課長 続きまして、4月1日から保険年金課長になりました、私から挨拶をさせていただきます。私、河島理恵と申します。

前職は、3月まで、平和人権課兼女性センター長ということで、平和事業、平和啓発事業と人権擁護、人権啓発に関する事業、そして、男女平等に関する施策、啓発事業を担っておりました。その前は、税金の滞納整理ということで、係長としてやっております、津布久委員の後輩としてやっておりました。もっと遡ると、2006年から2013年まで、保険年金課に在籍しております、2009年から2013年まで、国保の係長として、この後

ろに控えていたということで、約10年ぶりに、こちらのほうに戻ってまいりました。

その間に、10年の間に制度も大きく変わっておりまして、変わっていないものも当然ありました。今、記憶を呼び起こしたり、新たに勉強したりということで、頭の中、混乱をしているところがございます。委員の皆様には、しばらく御迷惑をおかけすることもあるかもしれませんけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、国保担当、運営協議会担当に、比留間主事が着任いたしました。比留間主事、よろしくお願ひします。

○比留間国保担当 皆さん、こんにちは。私、国保担当の比留間と申します。よろしくお願ひいたします。

至らない点、多々あると思いますが、何かお気づきの点ございましたら、お声がけください。よろしくお願ひいたします。

○河島保険年金課長 お願ひします。あとは、皆さんおなじみのメンバーでございますので、今年度よろしくお願ひいたします。

○下井会長 ありがとうございます。本多部長、河島課長、比留間主事、よろしくお願ひします。

それでは、開会に先立ちまして、会議傍聴に関してはいかがでしょうか。

○坂本国保担当 本日はおりません。

○下井会長 ありがとうございます。

それでは、出席状況報告に関して、事務局、お願ひいたします。

○坂本国保担当 林委員と橋本委員から遅れる旨の連絡が入っております。

以上です。

○下井会長 ありがとうございます。

今回の議事録署名委員ですけれども、舟木委員と寺田委員、お願ひいたします。

それでは、配付資料の確認をしたいと思います。机上配布につきまして、事務局、お願ひします。

○坂本国保担当 では、確認させていただきます。配付しております次第、資料の1、今年度の運営協議会スケジュール案になります。資料2、令和5年の第1回の市議会定例会について、資料3、令和5年第1回の市議会臨時会についての資料です。資料4が、国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、資料5、新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金の支給及び国民健康保険税の減免状況について、資料6、多摩市健康プロジ

エクトについて、資料7、多摩市国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定基準額の変更に  
ついての答申です。資料8-1が、多摩市国民健康保険税率等の見直しについての答申です。  
資料8-2が、国民健康保険制度に関する意見書になります。不足ありましたら、お申出く  
ださい。

以上です。

○下井会長 ありがとうございます。不足はないでしょうか。

それでは、本日の予定につきまして、事務局より御説明願います。

○河島保険年金課長 初めに、令和5年度の運営協議会スケジュールについて申し上げます。  
続きまして、多摩市議会の報告を行います。あわせて、議会で審議いただいた条例  
改正や常任委員会報告を御説明します。最後に、前回、2月2日の会議で、会長及び代行に  
一任をいただいた、国民健康保険税課税限度額及び軽減判定基準額変更の答申書につつま  
して、また、同様に2月の協議会の審議を受けて、会長及び代行に文言調整を一任いただ  
いた後、2月15日に下井会長より、多摩市長に保険税率等の見直しについての答申、並びに、  
国民健康保険制度に関する意見書をお渡ししておりますので、完成したものをお示しして  
おります。

○下井会長 ありがとうございます。

それでは、最初の令和5年度の運営協議会スケジュールということで、これは資料1にな  
るかと思えますけれども、これに関する、スケジュール案について、事務局から御説明願  
います。

○河島保険年金課長 資料1を御覧ください。こちら、スケジュール案ということになって  
おります。

第1回は本日開催、第2回以降については、第3木曜日として、日程案を示させていた  
だいております。今年度は5回の開催ということで想定をしております。

保険税率改定に関しては、11月の仮算定結果報告をさせていただき、12月に諮問、2  
月に答申をいただく予定でお願いしたいと考えております。

また、今年度は、第3期、令和6年度からの、こちらはすいません、資料の訂正をお願  
いします。11月30日の第3期、多摩市国民健康保険データヘルス計画と訂正をお願い  
いたします。データヘルス計画を策定いたしますので、素案の段階で、御意見をいた  
だきたいと考えておりますので、11月に入れてございます。

また、急遽審議していただく必要がありましたら、追加の開催を想定しているんですけれ

ども、今、国会で、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律、とても長い名称の、いわゆる健康保険法の改正というところで国会で審議をされております。

その中で、保険料については、かなり報道でなされているんですけども、国民健康保険に関わる部分として、産前産後期間における国民健康保険料税を免除し、というところがございまして、それにつきましては、本国会で成立し、令和6年1月1日施行となっておりますので、その前に私どもの条例等を改正しなければいけないというところで、これが予定どおりにいきますと、9月の市議会のほうに出さなければいけませんので、7月のところで、これは法律ですので、皆さんに何か変更をかけるとか、そういったところではないかなとは考えておりますが、国民健康保険税に関することは運営協議会の諮問事項になっておりますので、諮問していただいて、改正することに御同意をいただくということで、答申をいただくと手続を踏みたいと思っておりますので、夏頃、開催とするか、書面等の開催にするかというのを御意見いただきたいと考えております。

スケジュールに関しては以上となります。

○下井会長 どうもありがとうございます。それでは、9月の市議会に向けて、7月に書面開催をするか、対面開催するかという、審議事項ということでもありますので、いずれにしても何か開催は必要かなと、私は思うのですけれども、それを含めて御質問、御意見ございすでしょうか。

川又委員、何かありますか。

○川又委員 これは法律ですよ。法律は通れば、市が国保は嫌だといったら、もうどうしようもない話だからやらざるを得ないと、要は形式論ですよ。形式論で、協議会を書面でやって、それで、原案をつくってもらって、それで書面で賛否を取ってもらって、それでいいんじゃないですか。あえて皆さんが集まって、いいの悪いという話じゃないですよ。

○下井会長 そうですね。

○川又委員 と思います。

○下井会長 ありがとうございます。書面開催、夏に。ほかの方はいかがでしょうか。

○津布久委員 すいません。これ、開催するに当たっても、基本は第3木曜日を予定しておけばいいんですか。

○河島保険年金課長 そうですね。もし、あとは、この第3木曜日はどうしても御都合が悪いということがあったりしましたら、その辺は皆さんのほうで、例えば第4にずらすとか第

2にずらすということが考えられるんですけども、今の段階で、いかがでしょうかというところになります。

○川又委員 法律が通って、内容を見てもらって、それで、協議会で皆さんが集まって協議する内容かどうかを見てもらって、法律どおりにやるしかないのであれば、原案をつくってもらって、各委員に書面で送ってもらって、賛成か反対かをやってもらってもいいんじゃないですか。

○下井会長 そうですね。夏は暑いということもありますし、つくっていただいて、それで、書面開催の方向でということによろしいでしょうか。じゃあ、それをお願いします。

○河島保険年金課長 ありがとうございます。そのほか、先ほど津布久委員からお話があった、第3木曜日の件は、もう既にこの日が都合が悪いとか、この日はよくないとか。

○本多保健医療政策担当部長 具体的に7月。

○河島保険年金課長 そうですね。7月書面の場合は、曜日にはこだわらないので、すぐに分かり次第。

○本多保健医療政策担当部長 対面の場合は7月の第3木曜日を。

○河島保険年金課長 開催の場合は、はい。

○下井会長 開催するとなった場合には、7月の第3木曜日ということで。

○河島保険年金課長 はい。

○下井会長 必要がなければ、書面でお願いいたします。

○河島保険年金課長 はい。

○下井会長 ほかに、このスケジュールに関して御質問等ございますでしょうか。一応時間帯は、また午後1時半からということによろしいですか。

○本多保健医療政策担当部長 はい。

○下井会長 ありがとうございます。

続きまして、資料の2と3の議会報告についてということでしょうか。

○河島保険年金課長 それでは、資料の2と3です。議会についての報告をいたします。

資料2のほう、令和5年多摩市議会第1回定例会が、3月1日から3月29日まで29日間、開催をされました。

まず、2のほうです。国民健康保険に関する一般質問はございませんでした。

3の令和4年度の補正予算につきましては、一般会計補正予算は原案可決。そして、国民健康保険特別会計補正予算につきましても、歳入、歳出、それぞれ不用額等の減額がござい

ましたけれども、1,915万1,000円を減額し、歳入、歳出予算それぞれ158億5,349万4,000円とする原案が可決されております。

また、令和5年度の当初予算につきましても、一般会計予算は原案可決、そして国民健康保険特別会計に関しましても、歳入、歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ154億3,204万6,000円とする原案が可決されております。

続きまして、5番、多摩市国民健康保険税条例の一部改正ということで、出産育児一時金の増額に係る改正が原案として可決されました。こちらは資料4で、後ほど説明をさせていただきます。

陳情については、ございませんでした。

以上となります。

次、資料3です。失礼いたしました。資料3につきましては、多摩市議会、16日、火曜日です。こちら失礼いたしました。火曜日に訂正をお願いいたします。失礼いたしました。5月16日火曜日に、多摩市市議会第1回臨時会が開かれました。

今年、市議選がございましたので、新しい体制でということで開かれた臨時会になります。その中で、多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決した、処分したことについてということで、報告をしております。

既に、こちらも運営協議会のほうで諮問して、答申をいただいている内容になりますけれども、国民健康保険税の後期高齢者支援金分に係る課税限度額を20万円から22万円に改めるもの、また、所得金額により、均等割額の軽減を判定する金額について、5割軽減の判定を行う金額は、加入者1人当たり、28万5,000円から29万円、2割軽減の判定を行う金額を加入者1人当たり、52万円から53万5,000円に改めるということで、こちらについても、特段、審議等、質問等はなく承認されたものになります。

資料2、3については、以上となります。

○下井会長 ありがとうございます。資料2の定例会及び資料3の臨時会についてですが、御意見、御質問等ございますでしょうか。

もしなければ、次に資料4、多摩市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてということで、資料4に関してお願いします。

○河島保険年金課長 それでは、資料4に関して、御説明をいたします。こちら、出産育児一時金の金額の改定についてとなります。

出産に要する経済的負担を軽減するための出産育児一時金の支給金額は、2009年の

改正で40万8,000円、産科医療補償制度加入医療機関等利用の場合は1万2,000円を加算して、42万円ということで継続をされておりましたが、本年4月1日施行の健康保険法施行令の改正により、多摩市国民健康保険条例を改正しました。4月1日以降の出産から48万8,000円、産科医療補償制度加入医療機関等利用の場合は、これは、以前の金額を維持して1万2,000円を加算、合計50万円ということで引上げを行いました。

説明は以上となります。

○下井会長 ありがとうございます。これに関して御質問等ございますでしょうか。お願いします。

○山村委員 こちらも、法律上では今度、一時金から医療費ということで改正予定されていると思うんですけども、今現在、多摩市内あたりでは、出産にかかる費用というのは幾らぐらいするんでしょうか。

○河島保険年金課長 今は保険診療ではないので、病院によって様々です。

○山村委員 大分ばらつきがありますよね。

○河島保険年金課長 はい。非常に、これより安いという、今の出産育児一時金よりも安いというところはほぼないんですけども、高いところはもういろいろな……。

○山村委員 そうですか。上限がかなりある。

○河島保険年金課長 いろいろなオプションメニューが付いたりとか、いわゆる差額ベッド代であるとか、そういったこともありますので、多摩市の医療機関でというのは、ありますかね。

○本多保健医療政策担当部長 前職で、それを調べたことがありまして、市内ですと、大体日医大の永山病院さんですとか、あとは赤枝医院さん、それと、稲城の稲城市立病院さんで出産する方が多いんですけども、市内に関して申しますと、約50万から60万ちょっとぐらいまでかかる方もいるという、たしかそんな回答を記憶しております。

ただ、いろいろな、さっき言ったように、オプションみたいなのがついているんだと思うんですけども、そういったアンケートを取った結果を記憶しております。

ですので、今回、引上げになりますけれども、これが十分かということ、まだまだ市民からしてみると、現場ではもう少しお金かかっているよというのはあるかもしれません。

○山村委員 そうですね。今後、医療費となると、一般的には3割負担となって、個人負担がその分増えるし、その分、増えたとなると今度は高額療養費というようなことになって、保険者、被保険者とも負担が増えるのかなという心配を少ししていたものですから、そうい

うものを、今後の見通しとしては、要するに、見てもどうしようもならないんでしょうけど、気になっているところです。それだけです。

○河島保険年金課長 ありがとうございます。そうですね、やはり東京のほうが出産費用は高いと言われておりますので、3割ということになると、一応は全国標準ということになりますけれども、プラスアルファの部分でどうなっていくか、被保険者の方の3割負担というのはどの程度になっていくのかというのが、これから国のほうでも審議されていくことになると思います。

○山村委員 そうですね。ありがとうございました。

○川又委員 ちょっといいですか。

○下井会長 お願いします。

○川又委員 保険診療の話が、菅前総理から話が出ていて、今そういう方向だとおっしゃっていましたが、健康保険法でいうと、出産一時金と埋葬料というのは例外なんです。基本、健康保険法は病気、けがでなった場合の保険給付です。これは、出産一時金と埋葬料というのは、本当は健康保険法では支給できない。それを、お祝い金として支給している。それと埋葬費は最後の給付だということで、埋葬費を出している。これを保険給付費にする自体が健康保険法に違反しているんです、考え方は。だから健康保険法を変えないといけない。

そういう覚悟なのかということと、もう一つ、3割負担は求めないと、国のほうが言い出しているんです。そうすると、じゃあ、3割は誰が払うのかと。国保が払うんですか。国保が全額10割給付になるんですか、健保組合が払うんですか、そういう議論になってくると思うんです。保険者としては、とてもじゃないけど、そんな払えませんが。当然国保もそうですよね。

今、言ったように、じゃあ、100万円の病院と40万円の病院があったら、100万円の病院も全部払うんですか。さっきお話ししているように、全部一律にしないと、保険点数みたいな形にしないとできませんということが、私はずっと、この話が出たときに疑問に思っています。

それはまだまだ分からないんですけども、もし3割負担を国は持ちませんと。各保険者で払ってくださいといたら、国保としては、反対したほうがいいと思うんです。憲法に即したら、絶対反対すると思います。

それで、今言ったように、3割負担しますよといった場合、産科で60万かかった場合、50万円は、これはもう一時金で払いますよね。本人は10万円を負担する。今度、じゃあ

60万円で保険給付した場合、3割の18万が個人負担になりますよと。これはおかしいじゃないですか。今までは10万円で終わったものが18万払うんですよ。そんなことはあり得ないでしょう。

そこが多分、3割を誰かが払うということを言っているんだと思うんです。だから、私はちょっと、保険診療の話は別として、健保組合が払うのは大反対だと。国が負担するんだったら別に構いませんということです。

○伊藤委員 すいません、よく制度が分かっていないところがあるので、今、一時金として出している財源というのはどこから出ていることになるんですか。

○川又委員 国保の財源からです。保険者から。健保組合とか国保が払っているんです。

○伊藤委員 それがだから、例えば健康保険になったとしても、負担額が国保のほうは変わるんですか。

○川又委員 負担額は変わりません。ただ、50万を保険給付しますよというのに、別に…。

○伊藤委員 ええ、名目が変わるというだけではない。

○川又委員 ただ、考え方として……。

○伊藤委員 もちろんそうなんですけどね。

○川又委員 健康保険法であり得ない話を保険給付するという話なんです。

○伊藤委員 医療費じゃないですからね。

○川又委員 それと50万円、健保でお祝い金というのを払うと、今やっていますけども、それを保険診療で払っても、50万は変わらないわけです。ただ、今度、3割負担が入ってくるわけですよと。

○伊藤委員 まあ、そういう話ですよ。だから例外が多くなっちゃうと、制度的にはおかしくなっちゃいますよね。

○川又委員 そうです。制度自体としては、これは出産一時金と埋葬費というのは、健康保険法の例外措置ですと、それを保険給付するんですかという話なんです。

○山村委員 私も気になっているところなんですけど。

○河島保険年金課長 そうですね。その辺は、国の動向をよく注視して、適宜皆様に情報提供させていただきたいと考えております。

○川又委員 あと、さっき言ったように、帝王切開は病気だから保険給付しているんです。ただ、正常分娩は病気じゃないから保険給付しないんです。ただ、お祝い金としてお祝い

すよとってあげているだけなので、それを保険給付するのはおかしいという、私は持論なんです、ということです。

○下井会長 なるほど。勉強になりました。ありがとうございました。

○津布久委員 結局、産めよ増やせよの方向なので、国として。

○山村委員 少子化対策の一環としてやっているんですけども、制度としては……。

○伊藤委員 その財源をどこから出すかみたいな話ですよ。

○津布久委員 そうそう、だからそれは議論されているらしい。

○川又委員 何でもかんでも保険者で払うのはおかしいって話です。国が払いなさいって。

○下井会長 ありがとうございます。

○津布久委員 経済的なもので産んでいないということじゃないと思うんだけど、見方として、そういう面があって、今は少子化対策もそうだし、保育制度も最初、スタートは1歳までだったけど、3歳までとか保育手当もそうだし、勤務の免除もそうやってきたから、社会の傾向としてそういう方向にあって、何しろ子供を増やしたいという方向の動きの1つだと思うんですよ。

○下井会長 ありがとうございます。ほかにありますかでしょうか。

次、資料の5ですが、次に新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金の支給及び国民健康保険税の減免状況についてということで、資料5になりますか。お願いいたします。

○河島保険年金課長 資料5を御覧ください。新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金の支給及び国民健康保険税の減免状況についてということになります。

5月の8日から新型コロナウイルスが感染症法上、5類になったことで、同日以降に新型コロナウイルスに感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給と、国民健康保険税の減免については、財政支援を終了する旨の通知が厚生労働省よりなされたことを受けまして、傷病手当金の支給については、5月7日までに感染した方に対して支給をいたしますけれども、それ以降の感染については、支給を終了としております。国民健康保険税の減免も、令和4年度相当分までで終了することとなっております。

これ、いろいろ長く書いてありますけれども、要約するとそういうことになっております。それぞれ直近の状況、申請者数であるとか決定数、そういったところについては、御覧のとおりとなっております。

短い説明ですが、以上となります。

○下井会長 ありがとうございます。資料5に関して、御質問等ございますでしょうか。

○津布久委員 すいません。これ、2件だけの不支給決定というのがあるんですけど、例えば、内容的には所得オーバーとかなのかな。

○坂本国保担当 この不支給2件につきましては、自営業の方なんですけど、給与収入を会社組織にして支払われているという方なんですけども、家の中でのお金のやり取りなので、実際の給与を支払われたという事実が確認できなかったために、不支給にしたというものです。

○津布久委員 ありがとうございます。

○下井会長 ありがとうございます。ほかに御質問ございますでしょうか。

もしなければ、次、資料6の多摩健幸プロジェクトについてということで、事務局から御説明をお願いします。

○河島保険年金課長 資料6になります。こちら、多摩市の広報のほうからニュースリリース、各報道機関にリリースした内容の資料になっております。

3月22日に、本市と多摩市医師会、日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社のほうで連携協定を締結いたしました。

取組としましては、国民健康保険、後期高齢者医療保険のそれぞれの健診、医療、介護のデータが集約されているデータ、国保データシステムのデータに関して、深掘りをした分析を行い、健康課題を明らかにしまして、取組内容のところ、最後の段落のところを取組内容のところを御覧いただければと思うんですけども、健康課題を明らかにし、その対策を立て、地域医療に従事する医療関係者への情報提供、市民向けの健康教育への支援などを想定しております。

それら具体の取組に関しては、これから6月末に初回の会議が開催予定となっております。具体の取組に関しましては、随時、協議会の皆様に御報告をさせていただきたいと考えております。

手短ですが、報告は以上となります。

○下井会長 ありがとうございます。これに関して、御質問等ございますでしょうか。お願いします。

○伊藤委員 先ほどのこれは大学の公衆衛生学教室で、ここを利用したいというところで、利用できる範囲では提供してもらえるようなデータはあるのでしょうか。

○河島保険年金課長 すみません、大学の……。

○伊藤委員 例えば、公衆衛生学教室で、要するに多摩市の健康状態に対しての研究をやり

たいというときに、例えば厚生省だったら、サイトに行けば、結構、今はデータ提供してくれますけど、こういうデータの外部での利用という、医療機関以外。

○河島保険年金課長 大学での、この協定以外のデータというのを。

○高橋国保担当 こちらのプロジェクトに関しても、目的外利用で外部提供になってしまうので、匿名化しているとはいえ、かなり機微なデータが含まれるということで、個人情報保護審議会の同意を得ています。なので、逆に研究で、こういうことで利用したいというのがあれば、ケース・バイ・ケースですけれども、そういった形での対応になるかと思いません。

○下井会長 ありがとうございます。ほかにありますかでしょうか。

すいません。基本的なことなんですけど、日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社というのは、どういう会社になるんですか。

○河島保険年金課長 外資系の製薬会社になります。

○下井会長 じゃあ、患者さんについては、医師会のほうから提供されるということですか。

○河島保険年金課長 いえ、私どものほうで、レセプトデータや健診介護データがありますので、そこを匿名化してデータを提供するという形です。

○下井会長 ありがとうございます。ほかに御質問等ございますでしょうか。

もしなければ、資料の7になりますが、多摩市国民健康保険税、課税月額及び軽減判定基準額の変更についてということの答申ですけれども、事務局から御説明お願いいたします。

○河島保険年金課長 こちらに関しましては、資料の7です。こちらは以前、運営協議会の皆様に諮問をさせていただきまして、答申をいただいた結果となっております。

先ほど説明しました税条例の改正の内容と、ほぼ同様となっております。内容として、答申をいただいた内容をそのまま税条例の改正に反映させたという結果となっております。

○下井会長 ありがとうございます。これに関して、御質問等ございますでしょうか。

もしなければ、次の資料の8になります。多摩市国民健康保険税率等の見直しについての答申、並びに国民健康保険制度に関する意見書ということで、これに関して、事務局、御説明お願いいたします。

○河島保険年金課長 こちらに関しては、運営協議会の皆様に御審議していただいて、税率に関しては据置きということで答申をいただきまして、今年度、税率は据え置いたということになります。

こちらのほうの意見書につきましては、会長のほうで作成いただいて、阿部市長のほうに

提出されたとなっておりますので、もしよろしければ、会長のほうで少し御説明をいただけるとありがたいのでございますけれども。

○下井会長 これ、意見書は多分、皆さんまだ目を通されていないかもしれませんので、時間を取って、資料8-2になりますけれども、少し時間を取りますので、お目通しいただきたいと思います。よろしくお願いします。

(資料確認)

○下井会長 これ、意見書は、国民健康保険制度の安定的な運営を期すためにも、他市首長と連携し、働きかけてくださいということで作成したほうがいいんじゃないかという、この協議会を受けまして作成したのになります。

これに関して、御質問、御意見等ありますでしょうか。お願いします。

○齊藤委員 この意見書に関する動向は、その後の動向がちょっと気になるところでございます。

○下井会長 そうですね。この意見書の動向は、私も気になりますけれども、この後というのは、どんな形になるんですか、これ。

○河島保険年金課長 この後につきましては、市長会の要望とかそういったところになりますかね。

○本多保健医療政策担当部長 26市の市長の集まりがありまして、市長会というのがあるんですけども、その中でも幾つかの部会に分かれていまして、たしか多摩市長も厚生部会の、こういった案件を扱う厚生部会のメンバーでございますので、その場で審議というか調整を、これを基にさせていただくことになろうかと思っております。その上で、国に要望ですとか東京都に要望する必要があるれば、東京都要望ですとか、国要望させていただくというような、そんな流れになっているかと思っております。

今でも、毎年、次年度の予算要望ということで、そういった活動をしておりますので、そういった取組の中に載せていく形になるかと思っております。特にほかの自治体と共同でという部分は、なかなか時間を要する部分があるかと思っておりますので、まずは事務方で、そういった近隣自治体と同じような悩みを抱えているところとの情報共有を、まず、させていただくというようなことが必要かなと思っております。

これ、なかなか難しく、ほかの自治体ですと、トップダウンで下りてくるとやりやすいですとか、事務方からボトムアップで上げていったほうがやりやすいとか、それぞれの自治体によって、そういう合意形成の仕方が違ってくると思っておりますので、その辺、まずは事務方

のほうで調整させていただけたらと思います。

○齊藤委員 じゃあ、まだ市長会のほうに、この件について、多摩市長から提案するというようなことはしていないということなんですね。これからということなんですね。

○本多保健医療政策担当部長 そうですね。今のところは、まだしてございません。

○齊藤委員 できるだけ早めに、大分前の話になってしまうと。

○下井会長 結果的に、結局ボトムアップのほうを目指していくということですか。事務局で調整とおっしゃいましたけども。

○本多保健医療政策担当部長 そうですね、ボトムアップ、多摩市の場合ですと現場から声を上げていきたいと思っております。

○下井会長 そうなんですか。多摩市長のリーダーシップがあるようなイメージでしたけども、むしろボトムアップ。

○本多保健医療政策担当部長 その辺りは市長とも調整をします。

○下井会長 分かりました。

○本多保健医療政策担当部長 すいません。

○下井会長 特にないですか。では今回の資料に関しては、これで全てになるんですけども、その他ということで、次回開催は、特別な限りを除いて書面開催で、次は11月30日。

○河島保険年金課長 そうですね。先ほどの、出産前後の保険税の減免に関しては、国会で成立して、厚労省、東京都から通知が来ましたら、すぐに皆様に共有をさせていただきます。メールというところで、まず、会長にお示しをして、どうするかというところを決めていきたいと思っております。

○下井会長 よろしく申し上げます。

その他で御意見等ございますでしょうか。

もしなければ、これにて閉会ということで、明日は寒くなるみたいですので、どうぞ皆さん、くれぐれもお体にお気をつけください。ありがとうございました。

午後2時13分 閉会

---

上記議事録は事実と相違ないことを認めここに署名する。

多摩市国民健康保険運営協議会 会 長

委 員

委 員